

平成26年11月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成24年(ワ)第4566号 解約金条項使用差止請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月10日

判 決

福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

原 告	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
同 代 表 者 理 事	朝 見 行 弘
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	朝 見 行 弘
同	平 田 広 志
同	黒 木 和 彰
同	北 古 賀 康 博
同	一 柳 俊 文
同	吉 原 洋 史
同	石 田 光 史
同	松 本 圭 司
同	鐘 ケ 江 聖 一
同	岡 部 信 政
同	藤 村 元 氣
同	星 野 圭
同	竹 永 光 太 郎
同	佐 藤 裕 介
同	吉 野 泉

山口県下関市王喜本町六丁目4番50号

被 告	株式会社日本セレモニー
同 代 表 者 代 表 取 締 役	神 田 忠
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	小 沢 征 行

夫	一	明	彦	士	郎	一	次	雄	二	剛	卓	隆	尚	幸	子	昭	子	明	一	美	男	一	介
泰	浩	孝	一	篤	賢	陽	健	紀	周	秀	良	貴	多	博	涼	英	綾	文	康	洋	洋		
山	岡	野	柴	崎	枝	井	水	安	海	尾	原	藤	淵	林	部	好	黒	川	藤	田	藤	水	
秋	吉	小	御	山	上	笠	清	森	外	高	東	西	佐	岡	小	阿	三	石	古	佐	稲	遠	清
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

主 文

- 1 被告は、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するのに際し、消費

者が冠婚葬祭の施行を請求するまでに解約する場合、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。

- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、被告が1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、被告が1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を破棄すべきことを指示せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、冠婚葬祭の互助会を運営する株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で締結している冠婚葬祭互助会契約において、契約の解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれるとの条項を使用していることに関

して、同条項は、同法9条1号に定める「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たり、また、同法10条に定める信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものにも当たると主張して、同法12条3項本文に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め、当該条項が印刷された契約書ひな形の破棄、並びに被告の従業員らに対する前記の内容の意思表示を行うための事務をしないこと及び前記の契約書ひな形の破棄をすべきことの指示をすることを求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実の外、後掲証拠等により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者

ア 原告は、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

イ 被告は、冠婚葬祭諸儀式の施行を目的とする各個人・団体を会員組織としこの会員の募集及び管理業務を行うこと、並びに冠婚葬祭諸儀式の施行及び施行請負業務を行うこと等を目的とする株式会社である。

(2) 被告と消費者との間の契約

ア 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、冠婚葬祭に係る役務等の提供を受ける権利を取得する一方、被告が当該消費者の請求により冠婚葬祭に係る役務等を提供する義務を負うことを目的とする契約（以下「本件互助会契約」という。）を締結している。

イ 被告は、本件互助会契約を締結するに当たり、「(株)日本セレモニー契約約款」と題する約款を用いて意思表示をしており、同約款には、概要、以下のとおりの定めがある（甲2）。

(ア) 第9条 払込みの方法

契約金額、月掛金額、払込回数、払込時期、払込方法などは次のとお

りである。

a Gコース

- (a) 契約金額 24万円
- (b) 月掛金額 2000円
- (c) 払込回数 120回
- (d) 払込期日 毎月指定期日
- (e) 払込方法 口座振替

b Iコース

- (a) 契約金額 18万円
- (b) 月掛金額 1500円
- (c) 払込回数 120回
- (d) 払込期日 毎月指定期日
- (e) 払込方法 口座振替

c AIコース

- (a) 契約金額 18万円
- (b) 月掛金額 2000円
- (c) 払込回数 90回
- (d) 払込期日 毎月指定期日
- (e) 払込方法 口座振替

d Pコース

- (a) 契約金額 9万円
- (b) 月掛金額 1000円
- (c) 払込回数 90回
- (d) 払込期日 毎月指定期日
- (e) 払込方法 口座振替

e Kコース

- (a) 契約金額 9万円
- (b) 月掛金額 1000円
- (c) 払込回数 90回
- (d) 払込期日 毎月指定期日
- (e) 払込方法 口座振替

(イ) 第13条 役務サービスなど提供の時期

加入者が契約締結の日から180日以上かつ6回以上払い込んだ以後においては、被告は、加入者から請求があり次第、打合せにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービスなどの提供をする。

(ウ) 第20条 払込み途中で利用する場合の月掛金残額

月掛金完納前にこの約款に定める役務サービスなどを利用する場合に月掛金残額は、原則として、結婚式及び第三役務利用の場合は利用日前日、葬式利用の場合は費用精算時に一括精算する。

(エ) 第29条 解約払戻金

本件互助会契約を解除したとき、加入者の月掛金残高から、以下のとおり所定の手数料を差し引いた金額を、加入者本人の口座に振り込む（以下「本件解約金条項」という。）。

a Gコース

- (a) 払込回数が8回までの場合、払込金額全額を差し引く。
- (b) 払込回数が9回の場合、1万7400円を差し引く。
- (c) 払込回数が10回以上の場合、払込回数が1回増えるごとに差し引く金額が200円ずつ増える。

b Iコース

- (a) 払込回数が10回までの場合、払込金額全額を差し引く。
- (b) 払込回数が11回の場合、1万5200円を差し引く。
- (c) 払込回数が12回以上の場合、払込回数が1回増えるごとに差し

引く金額が150円ずつ増える。

c AIコース

(a) 払込回数が7回までの場合、払込金額全額を差し引く。

(b) 払込回数が8回の場合、1万5100円を差し引く。

(c) 払込回数が9回以上の場合、払込回数が1回増えるごとに差し引く金額が200円ずつ増える。

d Pコース

(a) 払込回数が10回までの場合、払込金額全額を差し引く。

(b) 払込回数が11回の場合、1万0600円を差し引く。

(c) 払込回数が12回以上の場合、払込回数が1回増えるごとに差し引く金額が100円ずつ増える。

e Kコース

(a) 払込回数が10回までの場合、払込金額全額を差し引く。

(b) 払込回数が11回の場合、1万0600円を差し引く。

(c) 払込回数が12回以上の場合、払込回数が1回増えるごとに差し引く金額が100円ずつ増える。

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、被告に対し、平成24年11月29日、本件解約金条項に関し、消費者契約法41条1項所定の事項を記載した書面による差止請求をした。

イ 原告は、当裁判所に対し、平成24年12月26日、本件解約金条項を内容とする意思表示の差止め等を求めて、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点

- (1) 本件解約金条項への消費者契約法の適用の可否
- (2) 本件解約金条項の消費者契約法9条1号該当性
- (3) 本件解約金条項の消費者契約法10条該当性

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1) (本件解約金条項への消費者契約法の適用の可否) について

(被告の主張)

ア 本件互助会契約に割賦販売法や特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）などの「他の法律」の定めが適用又は類推適用されるとすれば、本件解約金条項の効力は、当該「他の法律」の定めによって判断され、消費者契約法は適用されないこととなる（同法11条2項）。

イ 本件互助会契約は、割賦販売法上の前払式特定取引に当たるところ、前払式特定取引については、前払式割賦販売における同法6条1項3号に類するような違約金を制限する条項は、法律上規定されていない。しかし、前払式特定取引に関しては、監督官庁である経済産業省が定めた同法施行規則において、契約の解除に伴う損害賠償等の額に関して、「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額を控除した額の金銭を払い戻す旨を約款の内容とすることが義務付けられており、約款にこのような内容の規定がない場合には、経済産業大臣による許可を受けることができず、前払式特定取引を営むことができないこととされている（同法35条の3の61, 35条の3の62, 15条1項5号, 同法施行規則123条1項2号）。消費者契約法11条2項の「他の法律」には、法律だけでなく、法律の委任に基づく政省令も含まれると解すべきであり、本件解約金条項は、その効力について、「他の法律に別段の定めがあるとき」に当たるから、消費者契約法の適用を受けないというべきである。

ウ 前払式割賦販売と前払式特定取引との差異は、提供するのが指定商品であるか指定役務であるかということのみであり、両者の取引の基本的な仕組みは共通しており、両者のいずれであるかによって消費者保護のあり方に差を設けることに理由はないから、前払式特定取引には、割賦販売法6条1項3号を類推適用する基礎があるといえる。ローン提携販売（同法2

条2項)について同法6条の類推適用を認めた最高裁昭和51年11月4日第一小法廷判決も存在するのであって、前払式特定取引への同条の類推適用が否定されるべき理由はない。そうすると、本件解約金条項について、同条1項3号が類推適用され、本件解約金条項に関して、「他の法律」における「別段の定め」があることとなるから、本件解約金条項には消費者契約法を適用することができない。

エ 本件解約金条項は、契約の解除に際して「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額を控除するものとして、消費者団体の意見も踏まえて策定されたモデル約款に準拠して定められているところ、「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額よりも少ない額であって、より消費者に有利なものであるといえることができる。また、本件解約金条項は、上記の基準を満たすものとして、監督官庁である経済産業大臣の許可を受けているのであるから、事前規制による十分な消費者保護がされているといえる。したがって、事後的に消費者契約法による消費者保護を図る必要はなく、同法を根拠とする契約関係への介入は、従来の実務慣行を覆し、法的安定性を喪失させる不当なものである。

オ 本件互助会契約の約97%は、特定商取引法上の訪問販売(同法2条1項)に当たるところ、訪問販売に当たる契約の解除に伴う損害賠償等の額の規制については、同法10条1項4号の規定が適用される。同号の規定が消費者契約法11条2項の「他の法律」における「別段の定め」に当たるとは明らかであり、また、本件解約金条項は特定商取引法10条1項4号を満たすから、本件互助会契約のうち訪問販売の形態によるものについては、同法12条3項本文に基づく差止請求をすることは許されない。

(原告の主張)

ア 前払式特定取引を割賦販売法の適用対象とするに当たり、前払式割賦販

売について設けられていた契約の解除に伴う損害賠償額の予定ないし違約金の定めに関する私法上の効力規定は、あえて設けられなかったと解するのが相当である。同法施行規則の約款規制が存在することのみをもって、本件解約金条項について、消費者契約法11条2項の「他の法律」における「別段の定め」があるということとはできない。

イ 前払式特定取引は、前払式割賦販売とは異なり、前払時には対象となる役務が特定されておらず、また、対象となる役務の代金額も決まっておらず、ただ積み立てる金額だけが決まっているのであって、特定の目的物や目的たる役務の代金債務の信用を得る割賦販売とは性質が全く異なるから、前払式特定取引に割賦販売法6条1項3号の規定を類推適用する基礎は認められないというべきである。

ウ 約款に対する主務大臣の許可は、原則として契約の私法上の効力に影響を及ぼすものではなく、行政による事前規制があるからといって、消費者契約法による規制が不要になるものではない。

エ 被告は、本件互助会契約のうちの一部が特定商取引法上の訪問販売に当たることについて、具体的に主張立証していない。

また、消費者契約法11条2項は、個別法の規定が同法に優先して適用されるべき合理性を有する場合に限りこれを優先させるものであるところ、特定商取引法10条1項4号と消費者契約法9条1号は、それぞれ異なる目的に基づいて異なる規範を定めており、特定商取引法10条1項4号は消費者契約法9条1号の適用を排除するものではないから、特定商取引法10条1項4号が消費者契約法9条1号に優先して適用されるべき合理性があるとはいえない。

さらに、仮に、本件互助会契約に特定商取引法10条1項4号が適用されるとしても、同条項の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額と、具体的な債務を履行する前に役務提供契約が解除された場合の消

消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額とは、実質的に同じ内容のものであり、本件解約金条項に規定する手数料が「平均的な損害」の額を超える場合には、当然に「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額も超えることとなるから、原告は、いずれにしても、同法12条3項本文に基づく差止請求権を行使することができる。

(2) 争点(2) (本件解約金条項の消費者契約法9条1号該当性) について
(原告の主張)

ア 消費者契約法9条1号は、「平均的な損害」につき、「解除に伴い当該事業者が生ずべき」ものとしているから、①解除と「平均的な損害」との間に因果関係が必要であって、解除がされなくても事業者が負担する性質のものであれば、当該負担は平均的な損害を算定する基礎とならない。また、同条の立法趣旨は、解除に伴って事業者が生じる実損を超える損害賠償請求をさせないことにあるところ、消費者契約の解除に伴う事業者の損害は多数の同種契約全体において填補されれば十分であること、平均値としての損害額は同種の契約における対価の決定において予め織り込まれていることからすると、同号所定の「平均的な損害」として主として想定されているのは、平均的な費用(必要経費)という積極的損害であるということが出来る。したがって、同号の「平均的な損害」は、民法416条にいう「通常生ずべき損害」と異なり、②原則として、当該事業者が契約の締結及び履行のために具体的に必須な費用(必要経費)の額であって、③契約目的に代替可能性がないため、当該契約の締結により他と契約を締結する機会を失った場合にのみ、例外的に逸失利益の額も含まれることとなる。

イ 本件互助会契約において、会員が被告に対して毎月支払う月掛金は、冠婚葬祭の役務の対価を前払いで積み立てる預け金としての性質を有するにすぎないところ、この月掛金について、被告に利息債務は発生しないこと

とされており、被告は、解除までの間、会員から預かった月掛金の運用益を享受することができる上、本件互助会契約の締結により、冠婚葬祭の役務の提供を行うべき抽象的な義務を負うものの、具体的な役務の提供の準備は、会員による請求がされた後に始めるものであるから、会員が中途解除をした場合であっても、被告には損害が生じない。また、会員が中途解除をした場合、被告は、当該会員に対する役務提供を免れ、他の会員に対して役務の提供をすることによって利益を確保することができるから、契約目的の代替可能性があり、逸失利益も生じない。したがって、被告には本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」がない。

ウ 被告は、本件互助会契約の会員の募集や管理等に多額の費用がかかっており、これらが消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれる旨の主張をしている。

しかし、被告主張の会員募集に要する費用の内、人件費、営業用建物の使用に関わる費用及びパンフレット、加入者証、約款等の作成費用は、いずれも、個々の契約の解除の有無にかかわらず被告が負担すべきものであり（前記ア①）、加入者証郵送費用は契約時に交付することにより負担を回避できるから契約の締結及び履行に必須なものでなく（前記ア②）、「平均的な損害」の基礎とならない。

また、会員管理に要する費用の内、月掛金の集金に要する費用（口座振替費用等）は、被告の事務処理上の便宜のために要するものであって契約の締結及び履行に必須でなく（前記ア②）、前受金の保全に要する費用は供託をすれば支出する必要がないから契約の締結及び履行に必須でなく、かつ、被告の判断により発生しているから被告が負担すべきであるし（前記ア①、②）、会報誌作成費用は解除によって無駄になるものでないから被告が負担すべきであり（前記ア①）、会報誌送付費用は契約上の債務でなく営業活動的性質を有するから契約の締結及び履行に必須でなく（前記

ア②)、「平均的な損害」の基礎とならない。

- エ さらに、被告は、予備的に、被告主張の費用が積極的損害として「平均的な損害」に含まれないとしても、逸失利益として「平均的な損害」に含まれると主張するが、本件互助会契約の目的には代替可能性があり、上記費用は「平均的な損害」に含まれる逸失利益に当たらない(前記ア③、イ)。
- オ 以上より、被告には、本件互助会契約の中途解除に伴う損害は生じないのであって、本件解約金条項は、被告に生ずべき「平均的な損害」の額を超える違約金を定めたものであるから、その全部が無効である。

(被告の主張)

- ア 消費者契約法9条1号は、民法上の契約解除に伴う損害賠償額として認められるものの内、同法1条の目的に照らし、不当なものを無効にすることを趣旨とするものであり、同号の「平均的な損害」は、民法416条の「通常生ずべき」損害と同義であり、逸失利益も含まれる。
- イ ところで、冠婚葬祭互助会は、相互扶助の精神のもとに、会員から積み立てられた月掛金を、結婚式場及び葬儀場の建設資金、冠婚葬祭の役務の提供に必要な什器、備品及び附属品等の購入資金、並びに従業員の確保及び教育のための費用等に利用することによって、会員に対し、冠婚葬祭の役務を廉価で提供している。会員も、互助会が上記の各費用に月掛金を利用することに同意した上で、互助会に入会している。したがって、会員が毎月支払う月掛金は、将来の冠婚葬祭の代金を単に前払いで積み立てておく預け金としての性質を有するものではなく、いつでも廉価で冠婚葬祭の役務の提供を受けることができる利益を享受するためのものである。
- ウ 互助会は、会員に脱会されてしまうと、会員による冠婚葬祭の儀式的の施行を見込んで投下していた施設の購入費用等に充当することのできる収入を得ることができなくなってしまうので、互助会の相互扶助の精神から、施設の購入費用等の互助会が負担している費用の一部を脱会した会員にも

負担してもらう必要がある。また、会員募集に要する費用及び会員に対する役務を履行するまでに要する費用に関しても、当該会員に関係するものについては、当該会員の脱会時に負担してもらわなければ、その分を他の残存する会員に負担させることとなってしまう不公平である。そうすると、会員が入会以来享受してきた、いつでも廉価で冠婚葬祭の役務の提供を受けることができる利益に対応する費用を、解約手数料という形で回収することは、何ら不当なものではなく、これを他の会員に負担させることこそ不当であるといえる。

エ したがって、本件互助会契約が中途解除された場合、被告が、脱会した会員から、以下のとおりの、会員募集に要する費用、会員管理に要する費用、並びに結婚式場及び葬儀場の減価償却費用を回収することができなければ、それは被告の損害となるから、これらの費用の合計額が、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額となる。本件解約金条項によって被告が取得する手数料の額は、これらの各費用の合計額を超えるものではない。

(ア) 会員募集に要する費用

被告の本件互助会契約の会員募集に要する費用は、以下のとおりであり、契約1口当たり合計3万4848円となる。

a 人件費 契約1口当たり3万4083円

平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に、会員の募集に関わる会員事業部に勤務する従業員、営業所事務員のうち、営業員を補助している従業員、及び営業所長等の管理職に対して支払われた給与等、並びに管理部門に勤務している従業員に対して支払われた歩合給の合計額は、15億8623万4363円であった。この金額を、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの契約口数である4万6540口で割ると、1口当たり3万4083円（小数点

以下切捨て)となる。

b 営業用建物の使用に要する費用 契約1口当たり288円

平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間の営業部門が使用している建物の減価償却費、地代家賃、水道光熱費の合計額は1億7545万6895円であった。この金額を同日時点における契約口数である60万7426口で割ると、1口当たり288円(小数点以下切捨て)となる。

c パンフレット、加入者証、約款等の作成費用

契約1口当たり197円

被告は、本件互助会契約を締結したとき、新規会員に対し、パンフレット、加入者証、約款、及びその他の手続に必要な書面等を交付しており、その費用は、①約款が1部当たり20.7円、②パンフレットが1部当たり73.8円、③確認書が1部当たり7.5円、④申込書が1部当たり7.8円、⑤銀行振替口座依頼書が1部当たり5.7円、⑥加入者証が1部当たり6.8円、⑦加入者証送付の際に同封する「ご加入のみなさまへ」と題する書面が1部当たり10円、⑧加入者証送付の際に同封する冠婚葬祭のミニガイド小冊子が1部当たり64.9円であり、合計すると、1口当たり197円(小数点以下切捨て)となる。

d 契約書印紙代 契約1口当たり200円

被告は、加入者証に収入印紙を貼付しており、これに要する費用は、1通当たり200円となる。

e 加入者証郵送費用 契約1口当たり80円

被告は、加入者に対し、加入者証を普通郵便で送付しており、これに要する費用は、1部当たり80円となる。

(イ) 会員管理に要する費用

被告の本件互助会契約の会員管理に要する費用は、以下のとおりであり、契約1口当たり年間1142円となる。

a 月掛金の集金に要する費用 契約1口当たり年間751円

被告は、主に銀行口座からの引き落としの方法によって、月掛金の集金をしているところ、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に支払った口座振替費用並びに口座振替データの作成や月掛金の管理及び督促等に関わる人件費の合計額は、4億5619万2650円であった。この金額を同日時点における契約口数である60万7426口で割ると、1口当たり751円（小数点以下切捨て）となる。

b 前受金の保全に要する費用 契約1口当たり年間129円

被告は、会員から支払われる月掛金について、前受金保全措置をとる義務を負っており（割賦販売法35条の3の62、18条の3）、これを履行するため、訴外互助会保証株式会社等との間で、前受業務保証金委託契約を締結し、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に、各契約相手方に対して、合計7887万6405円の保証料を支払った。この金額を同日時点における契約口数である60万7426口で割ると、1口当たり129円（小数点以下切捨て）となる。

c 会報誌作成費用 契約1口当たり年間118円

被告は、会員に対し、被告が提供することのできる葬式や結婚式の場所や内容、その他冠婚葬祭に関して役に立つと考えられる記事、及び約款の変更等の契約関係の重要な変更点があればその旨を会報誌に記載して告知している。会報誌の作成及び配布は、被告による会員管理の方法として重要であり、かつ、会員のメリットにもなるものである。被告は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間

に、会報誌の企画、製作、印刷及び梱包の費用として、契約1口当たり118円（小数点以下切捨て）を支出している。

d 会報誌送付費用 契約1口当たり年間144円

会報誌の送付に要する費用は、1部当たり48円であり、会報誌の送付は年3回なので、年間に要する費用は144円となる。

(ウ) 結婚式場及び葬儀場の減価償却費用

会員から支払われる月掛金は、結婚式場や葬儀場等の施設の取得にも使用されるものであるところ、これらの建物は、時間の経過とともに価値が減少していき、その減価部分は、会員の負担に帰せしめられるべきものである。よって、被告は、途中で脱会する会員に対し、当該会員が会員であった期間に対応する建物の減価部分、すなわち、建物の減価償却費について、負担を求めることができる。平成24年2月1日から平成25年1月31日までの結婚式場及び葬儀場の減価償却費の合計は、27億2602万3939円であり、この金額を同日時点における契約口数である60万7426口で割ると、契約1口当たり年間4487円（小数点以下切捨て）となる。

オ 前記アのとおり、「平均的な損害」には逸失利益も含まれるところ、仮に前記エの積極的損害が、解除した会員固有の経費でないとの理由で「平均的な損害」に当たらないと判断されるとしても、被告は、これらの費用を、会員が施行する結婚式や葬儀等の売上げから回収することを予定していたのであるから、前記エの各費用のうち積極的損害にあたらないと判断されるものは、逸失利益として「平均的な損害」に含まれるというべきである。

(3) 争点(3)（本件解約金条項の消費者契約法10条該当性）について

（原告の主張）

会員が被告に対して役務の提供の請求をする前に本件互助会契約を解除し

ても、被告には中途解除に伴う損害は生じず、逸失利益も生じない。他方、本件互助会契約における月掛金は、役務の提供の対価を前払いで積み立てておく預け金にすぎず、実際に被告が役務を提供することによって初めて被告によって取得されることが正当化されるものである。そうすると、本件解約金条項を前提とすれば、被告は、会員が本件互助会契約を中途解除する場合、単に役務を提供する義務を免れたにすぎないにもかかわらず、解約手数料の名目で、未だ役務の提供を受けていない会員から、何ら対価性のない金銭を取得することとなる。

本件解約金条項は、消費者が本来有するはずの預け金全額の返還を受ける権利を制限し、又は何ら支払う義務のない預け金を支払う義務を加重するものであり、判例、条理、契約に関する一般法理と比較しても、信義則上、両当事者の権利義務関係に不均衡が生じる程度に、消費者の利益を害するものである。

したがって、本件解約金条項は、消費者契約法10条により無効となる。

(被告の主張)

被告が会員から支払を受ける月掛金は、単なる預り金ではなく、会員が将来的に被告から役務の提供を受けることができるようにするために、被告において利用することが当然に想定されている性格のものであり、中途解除時に会員に全額を返金すべき理由はなく、本件解約金条項は、消費者契約法10条により無効となるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件解約金条項への消費者契約法の適用の可否) について

- (1) 消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めによることとなる(消費者契約法11条2項)から、本件解約金条項について適用されるべき消費者契約法9条1項と異なる「別段の定め」があるかどうか検討する。

(2) 割賦販売法6条1項3号の類推適用の可否

ア 割賦販売法6条1項3号は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合に、当該契約の解除に伴う損害賠償の予定等の額を、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」及びこれに対する法定利率による遅延損害金の限度に制限する旨の規定であり、消費者契約法9条1号の規定とは異なる要件を定めるものであるから、「別段の定め」に当たるところ、被告は、前払式特定取引と前払式割賦販売（割賦販売法11条）とは、取引の基本的な仕組みが共通しているから、前払式割賦販売に適用される同法6条1項3号の規定を前払式特定取引にも類推適用する基礎がある旨主張する。

イ しかし、本件互助会契約は、割賦販売法上の前払式特定取引（同法2条6項2号）に該当するものであるところ、同法上、前払式特定取引を業として営むには原則として経済産業大臣の許可を要するなどの事前規制措置を講ずるものとされているが（同法35条の3の61、62）、前払特定取引の条項の効力を規律する条項は見あたらず、同法6条1項3号は前払式特定取引に準用される規定として掲げられていない（同法35条の3の62）などの規定ぶりからは、同法6条1項3号を前払式特定取引に類推適用する基礎が当然にあると解することはできない。

また、前払式割賦販売は前払時に目的たる商品ないし役務が定まってお
り、その対価を分割払いするものであるのに対し、本件互助会契約は、ど
のような内容の役務の提供を受けるかが定まっていない段階において、将
来的に冠婚葬祭の役務を提供してもらう必要が生じた場合に備えて、その
対価となるべき月掛金を前払いで積み立てるものであって、両者の取引の
基本的な仕組みが共通しているともいえない。

さらに、被告は、ローン提携販売（同法2条2項）について、同法6条

が類推適用された最高裁判決（最高裁昭和51年(才)第10号同年11月4日第一小法廷判決・民集30巻10号915頁）が存在することも、前払式特定取引への同条1項3号の類推適用を許容すべき事情の一つとして挙げている。しかし、上記最高裁判決は、買主が代金支払のための売主の保証のもとに金融機関から割賦払の約定で借り受けた金員を代位弁済した売主に対する求償債務の支払を遅滞し、売主が留保所有権を行使して商品を取り戻した場合において、買主が求償債務を一時に支払うべきときは、求償債務に対する遅延損害金について同条が類推適用される旨を判示したものであって、ローン提携販売一般に同条が類推適用されるとしたものではなく、ましてや本件互助会契約を含む前払式特定取引につき、同条が類推適用される基礎があることを示唆するものではない。

したがって、本件互助会契約について、同条1項3号を類推適用することはできないというべきである。

ウ なお、割賦販売法施行規則は、契約の解除に伴う損害賠償に関して、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を控除した額の金銭を払い戻すことを約款の内容とする旨を義務付けているが、これは、前記イで述べた同法上の事前規制措置を具体化したものに過ぎず、当該規制に違反した場合の私法上の効力について定めたものではないから、消費者契約法11条2項の所定の「別段の定め」に該当しない。

(3) 特定商取引法10条1項4号の適用の可否

特定商取引法10条1項4号は、訪問販売（同法2条1項）に当たるものを含む同法5条1項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は役務の提供の開始前である場合に、当該契約の解除による損害賠償の予定等の額を、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」及びこれに対する法定利率による遅延損害金の限度に制限する旨の規定であり、消費者契約法9条1号の規定と



異なる要件を定めるものであるから、「別段の定め」に当たる。

したがって、訪問販売に当たる本件互助会契約については、特定商取引法10条1項4号が消費者契約法9条1号に優先して適用され、原告は、本件解約金条項が同号の要件を満たす外、特定商取引法10条1項4号の規定によって無効とされる場合に限り、その意思表示に対して消費者契約法12条3項本文に基づく差止請求権を行使することができることとなる（同項ただし書）。

2 争点(2) (本件解約金条項の消費者契約法9条1号該当性) について

(1) 「平均的な損害」の算定基準

ア 消費者契約法9条1号の「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者に生じる損害の額の平均値をいうものと解される。

イ 本件互助会契約は、消費者が将来行う冠婚葬祭に先立って、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、消費者は冠婚葬祭の施行を受ける権利を取得し、被告は消費者の請求により冠婚葬祭の施行をする義務を負うという役務提供契約である。被告は、特定の消費者との間で本件互助会契約を締結した場合に、直ちに当該消費者に対して具体的な冠婚葬祭の役務を提供する義務を負うものではなく、会員から役務の提供の請求がされた場合に、当該会員が月掛金を所定の回数分払い終わるか、又は契約金額から支払済み月掛金総額を除いた残額を一括して精算しない限り、当該会員に対して、具体的な冠婚葬祭の役務を提供する義務を負うことはない（前記前提事実(2)ア、イ(イ)及び(ウ)）。すなわち、被告は、本件互助会契約の締結により、冠婚葬祭に係る抽象的な役務提供義務を負うことにはなるものの、被告が会員のために冠婚葬祭の役務の提供に向けられた具体的

な準備活動を始めるのは、当該会員から役務の提供の請求を受けた後であり、被告は、会員から請求がされるまでの間は、役務の提供に向けられた具体的な準備活動をする必要はないし、他面、役務の提供に対応する利益を具体的に確保し得る地位にも立っていない。

ウ 以上より、具体的な冠婚葬祭の役務の提供についての請求がされる前に本件互助会契約が会員に解除される場合においては、被告の当該会員に対する損害賠償の範囲は、本件互助会契約の締結及び履行のために被告が支出する費用の原状回復を内容とするものに限定され、具体性のない役務提供のための準備に要する費用や役務提供ができなくなったことによる逸失利益は含まれず、要するに、契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額が本件における消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額となるというべきである。そして、上記の平均的な費用とは、同種契約の締結及び履行において通常要する費用であって、性質上個々の本件互助会契約との間における関連性が認められるものを意味する。

エ 被告は、会員が支払った月掛金は、会員がいつでも廉価で冠婚葬祭の役務の提供を受けることができる地位を享受するための対価という性質を有し、結婚式場及び葬儀場等の建設資金、従業員の確保及び教育、その他の費用に充てることが当然に予定されているものであって、当該地位を享受するために必要な上記費用を解約手数料の形で回収することは何ら不当ではない旨主張する。

しかし、本件互助会契約においては、月掛金は所定の契約金額に満つるまで分割して「積み立てる」ものと位置づけられ、会員は、月掛金を所定の回数分払い終わるか、又は未払いの月掛金総額を一括して支払わない限り、被告による役務の提供を受けることができないのであって（前記前提事実(2)ア、イ(ア)ないし(ウ)）、このことからすれば、本件互助会契約における月掛金は、被告による具体的な冠婚葬祭の役務提供を受けるための

対価であって、本来的には、被告が会員に役務提供をすることなく取得することが正当化されないものであるといえることができる。確かに、被告が会員からの請求に応じて直ちに冠婚葬祭の役務を提供するためには人的物的設備を整えておく必要があるが、被告は現実には会員から請求されるであろう役務の提供の内容・回数等を想定してそのような準備をすることができる。したがって、被告が、本件互助会契約の解除後に会員の支払った月掛金から上記のような人的物的設備に要する費用を回収せずに返還することは、いわば当然の帰結であるといえるから、上記の被告の主張は採用することができない。

オ 被告は、逸失利益についても消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。確かに、一般に、消費者契約の解除により発生する逸失利益が、「平均的な損害」に含まれることはあり得る。しかし、本件互助会契約の仕組みに即してみると、被告は、会員から役務の提供の請求がされない限り、具体的な役務提供義務を負わない一方、会員は被告に対して役務提供を請求する義務を負わないから、被告が解除した会員に役務提供をすることにより利益を上げることが期待していたとしても、当該逸失利益を当該会員の解除により生じた損失として当該会員に負担させることはできない。そうすると、本件互助会契約が役務提供前に解除された場合、逸失利益は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれないというべきである。

カ 被告は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額と特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額とが同一になるような解釈を行うことはできないとも主張する。

確かに、両者は、趣旨の異なる概念であるといえることができる。しかし、前記イのとおり、本件互助会契約では、会員から役務の提供の施行が請求される前に解除がされた場合、被告としては、単に当該会員との契約関係

を終了させれば足りるから、被告には、契約の締結及び履行のために支出した費用に相当する金額を超える損害は何ら生じないといえる。そうすると、この場合においては、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額と、特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額とは、結果的に一致することとなる。

キ なお、被告は、本件解約金条項における支払済み月掛金からの控除金額が、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」に相当するものとして、監督官庁による承認を受けている旨主張するようであるが、監督官庁による事前規制措置によって消費者契約法の適用が排除されるものではなく、控除金額が「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を超えるかどうかについて具体的に検討した上で、本件解約金条項の効力を判断すべきである。

(2) 具体的な各種費用の項目別の検討

被告は、具体的な費用の項目を列挙し、それらの合計額が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額になる旨主張する。そこで、以下では、前記(1)の観点を前提として、被告が主張する各種費用の項目について、それぞれが「平均的な損害」に含まれるべきものであるか否かを検討する。

ア 会員募集に要する費用

(ア) 人件費

被告は、会員募集のために必要な人件費が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

しかし、人件費は、本件互助会契約を解除した一人の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。したがって、これは、本件において、「平均的な損害」に含まれる必要経費には当たらないというべきである。

(イ) 営業用建物の使用に要する費用

被告は、営業用建物の減価償却費、地代ないし家賃、及び水道光熱費等の費用が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれるとも主張する。

しかし、上記各費用も、本件互助会契約を解除した一人の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。したがって、上記各費用も、本件において、「平均的な損害」に含まれる必要経費には当たらないというべきである。

(ウ) パンフレット、加入者証、約款等の作成費用

a 被告は、各会員ごとに、約款、パンフレット、確認書、申込書、銀行口座振替依頼書、加入者証、加入者証送付の際に同封する「ご加入のみなさまへ」と題する書面、及び冠婚葬祭ミニガイド小冊子を作成・交付しており、その作成費用が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

上記各費用は、本件互助会契約を締結したことにより生じるものであって、個々の本件互助契約との間の具体的な結びつきが認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといえるべきである。

これに関し、原告は、上記各費用は、個々の本件互助会契約の解除の有無にかかわらず被告が負担すべきものであって、本件互助会契約の解除との因果関係が認められない旨主張する。しかし、約款(甲2)、パンフレット(乙51)及び確認書(乙20)は、新規会員たる消費者に対して本件互助会契約の内容を十分に理解させるために必要不可欠なものであるということができ、本件互助会契約の締結手続をする

ためには、申込書（乙19）や銀行口座振替依頼書（乙21）等の書類が必要となることは明らかであり、多数の会員を管理するためには、加入者証（乙30）を発行することが合理的である。また、証拠（乙22、乙31）によれば、「ご加入の皆様へ」と題する書面には、会員が被告に対して役務の提供を請求する際には加入者証を提出する必要があるなどの記載があることが、冠婚葬祭ミニガイド小冊子には、会員が利用することのできる結婚式場や葬儀場の案内などの情報が記載されていることが、それぞれ認められるから、これらの書面も、会員が本件互助会契約における被告に対する権利を行使するために必要なものであるといえることができる。したがって、上記各書面は、オーダーメイドで作成されるものではないものの、本件互助会契約の会員ごとに現実に必要となるもので、単に被告の事務処理の便宜のために作成されたものともいえず、解除された場合には上記各書面の作成に要する費用相当額が無駄になるから、これによる損害と本件互助会契約の解除との因果関係を否定する上記の原告の主張は採用できない。

これに対し、パンフレット（乙18）は、会員の募集に際して利用され、会員とならない者に対して交付されることも広く予定されているものであるから、その作成費用につき本件互助会契約の解除と因果関係のある損害ということとはできない。

- b 以上より、前記aの各書面作成費用は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれるので、以下では、本件互助会契約1口当たりの費用の額について検討する。

(a) 約款

証拠（乙36）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した約款は5万6834冊であり、これに支出した金額は117万3894円であつ

たことが認められる。よって、約款1冊当たりの作成費用は、20.65円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(b) パンフレット

証拠（乙37の2）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した乙第51号証のパンフレットは3万8890冊、これに支出した金額は85万9063円であったことが認められる。よって、乙第51号証のパンフレット1冊当たりの作成費用は、22.08円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(c) 確認書

証拠（乙39）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した確認書は6万8150部であり、これに支出した金額は50万8862円であったことが認められる。よって、確認書1部当たりの作成費用は、7.46円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(d) 申込書

証拠（乙38）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した申込書は4万部であり、これに支出した金額は31万3120円であったことが認められる。よって、申込書1部当たりの作成費用は、7.82円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(e) 銀行口座振替依頼書

証拠（乙40）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した銀行口座振替依頼書は10万部であり、これに支出した金額は57万2680円であったことが認められる。よって、銀行口座振替依頼書1部当た

りの費用は、5,72円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(f) 加入者証

証拠（乙41）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した加入者証は6万4000枚であり、これに支出した金額は43万6600円であったことが認められる。よって、加入者証1枚当たりの作成費用は、6.82円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(g) 加入者証送付の際に同封する「ご加入のみなさまへ」と題する書面

証拠（乙42）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した「ご加入のみなさまへ」と題する書面は4万5450枚であり、これに支出した金額は45万3148円であったことが認められる。よって、「ご加入のみなさまへ」と題する書面1枚当たりの作成費用は、9.97円（小数点第3位以下切捨て）となる。

(h) 冠婚葬祭ミニガイド小冊子

証拠（乙43）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した冠婚葬祭ミニガイド小冊子は1万6624冊であり、これに支出した金額は107万8725円であったことが認められる。よって、冠婚葬祭ミニガイド小冊子1冊当たりの作成費用は、64.88円（小数点第3位以下切捨て）となる。

c 以上によれば、本件互助会契約1口当たり145円（小数点以下切捨て）が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

(エ) 契約書印紙代

被告は、各会員に交付する加入者証に収入印紙を貼付しており、その印紙代として、本件互助会契約1件当たり200円が、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

この費用は、本件互助会契約を締結したことにより生じるものであって、個々の本件互助会契約との間の具体的な結びつきが認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといふべきである。

そして、印紙税額が収入印紙1通当たり200円を下らないことは、当裁判所に顕著であるから、被告主張のとおり、本件互助会契約1件当たり200円が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

(オ) 加入者証郵送費用

被告は、各会員に加入者証を郵送しており、その郵送費用として、本件互助会契約1件当たり80円が、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

この費用は、本件互助会契約を締結したことにより生じるものであって、個々の本件互助会契約との間の具体的な結びつきが認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといふべきである。なお、原告は、加入者証を契約時に交付することができるから、郵送費用は本件互助会契約の締結及び履行に必要でなく、解除との因果関係を認めることができない旨主張するものであるが、加入証の記入等の事務手続を契約締結と同時に行うことは現実的でないから、これを前提とする上記原告の主張を採用することができない。

そして、加入者証等の文書の郵送に要する費用が1通80円を下らな

いことは、当裁判所に顕著であるから、被告主張のとおり、本件互助会契約1件当たり80円が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

イ 会員管理に要する費用

(ア) 月掛金の集金に要する費用

a 被告は、月掛金の集金を主として会員の銀行口座からの口座振替の方法によって行っており、その口座振替費用等の月掛金の集金に要する手数料が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張している。

この費用は、本件互助会契約に基づく月掛金の支払に伴って発生する費用であり、個々の本件互助会契約との間の具体的な結びつきが認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといふべきである。

これに関し、原告は、被告が口座振替の方法を採用しているのは被告の事務処理の便宜のためにすぎず、これに要する費用は本件互助会契約の解除との因果関係を認めることができない旨主張する。確かに、月掛金の支払に口座振替の方法を用いることは、被告にとっても便利であるが、会員にとっても月掛金支払の利便性を高めることになるし、また、多数の会員について月掛金の管理を行う被告の事業形態からすれば、必要性も高いものであるといえる。よって、これに要する費用は、被告が本件互助会契約に基づいて支払われるべき月掛金を集金し、これを管理するために必要不可欠な費用に当たり、口座振替を専ら被告の事務処理の便宜のための集金方法と位置づけ、これに要する費用と本件互助会契約の解除との因果関係を否定する上記の原告の主張は採用できない。

そして、証拠（乙44、乙52）及び弁論の全趣旨によれば、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に支出した口座振替手数料等の金額は1億0621万7857円であり、同日時点における本件互助会契約の契約口数が60万7426口であったことが認められる。よって、口座振替の方法による集金費用は、本件互助会契約1口当たり年間174円（小数点第以下切捨て）となる。

- b 他方、被告は、会員管理のために必要な人件費が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれるとも主張する。

しかし、人件費は、解除された本件互助会契約の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。したがって、これは、本件において、「平均的な損害」に含まれる必要経費には当たらないというべきである。

- c、以上によれば、本件互助会契約1口当たり年間174円が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

(イ) 前受金の保全に要する費用

被告は、割賦販売法上、前受金保全措置をとる義務を負っており（同法35条の3の62、18条の3）、これを履行するために訴外互助会保証株式会社等に対して支払う保証料が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

しかし、上記費用は、被告が事業活動を適法に継続するため、他の会社との間で、前受業務保証金供託契約を締結することによって生じる費用であるところ、これは、解除された本件互助会契約の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。

したがって、これは、本件において、「平均的な損害」に含まれるべき必要経費には当たらないというべきである。

(ウ) 会報誌作成費用

- a 被告は、会員管理に関して、会報誌を年3回作成しており、これに要する費用が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

会報誌の印刷及び梱包に要する費用は、本件互助会契約の個々の会員が適切に役務提供を請求できるようにするために発生する費用であって、いわば被告による役務提供の履行の前提となる費用といえるし、個々の本件互助会契約との間の具体的な結びつきも認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといえるべきである。

これに関し、原告は、会報誌の作成は単なる被告の営業活動の一環にすぎず、本件互助会契約の解除によって無駄になるものでないから企業活動に伴う一般の経費として被告が負担すべきであり、本件互助会契約の解除との因果関係を認めることができない旨主張する。しかし、被告の主張によれば、会報誌は、被告が提供することのできる葬式や結婚式の場所や内容、その他の冠婚葬祭に関して役に立つと考えられる記事、及び約款の変更等の契約関係の重要な変更点等が記載されるものであり、原告も被告の主張する会報誌の内容自体は積極的に争っていないところ、会報誌がこのような内容を含むものであるとすれば、本件互助会契約の契約上の権利を適切に行使することができるよう、定期的にこうした内容の会報誌を送付することは、会員にとっても有用なものであるといえる。よって、会報誌の印刷及び梱包に要する費用は、単なる被告の営業活動による経費と位置づけることがで

まず、被告が会員のために本件互助会契約の役務提供を履行するために必要な費用に当たるから、その解除によって無駄になるといえるし、これに要する費用相当額の損害と本件互助会契約の解除との因果関係を否定することもできない。

そして、証拠（乙46ないし48）及び弁論の全趣旨によれば、被告主張のとおり、被告が平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に作成した会報誌は、「会報誌ふれあい99号」が33万8894部、「会報誌ふれあいVOL.100」が34万4602部、「会報誌ふれあいVOL.101」が35万4222部であり、印刷及び梱包のために支出した費用は、それぞれ、1045万6948円、1076万0325円、1019万4849円であったことが認められる。よって、1部当たりの費用は、それぞれ、30.85円（小数点第3位以下切捨て）、31.22円（小数点第3位以下切捨て）、28.78円であるから、本件互助会契約1口当たりでは、年間90円（小数点以下切捨て）となる。

- b 他方、被告は、会報誌の企画及び制作に要する費用も、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

しかし、この費用は、解除された本件互助会契約の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。したがって、これは、本件において、「平均的な損害」に含まれる必要経費には当たらないというべきである。

- c 以上によれば、本件互助会契約1口当たり年間90円が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

(工) 会報誌送付費用

被告は、前記(ウ)の会報誌の送付費用として、本件互助会契約1口当たり年間144円が、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。

この費用は、会報誌の印刷及び梱包に要する費用と同様に、被告による役務提供の履行の前提となる費用といえるし、個々の本件互助会契約との間の具体的な結びつきが認められ、本件互助会契約が解除されることにより、被告にとって回収不能の支出となるものであるから、「平均的な損害」に含まれる必要経費に当たるといふべきである。なお、原告は、会報誌は営業活動の一環として作成されるものにすぎないから、その送付費用は被告が負担すべきであり、本件互助会契約の解除との因果関係を認めることができない旨主張するものであるが、そのような主張を採用することはできないのは、前記(ウ)aのとおりである。

そして、証拠(乙46ないし48)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、年3回会報誌を送付しており、被告が会報誌の送付のために支出している費用は、1部につき1回48円を下らないものと認めることができるから、被告主張のとおり、本件互助会契約1口当たり年間144円が、本件互助会契約の解除に伴う「平均的な損害」の額として計上されるべきである。

ウ 結婚式場及び葬儀場の減価償却費用

被告は、結婚式場及び葬儀場の減価償却費が消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれる旨主張する。

しかし、上記各費用は、解除された本件互助会契約の会員のみならず、その他の会員や会員以外の顧客との関係でも被告に生じる一般的な費用であって、個々の本件互助会契約との関連性が認められるものではない。したがって、上記各費用も、本件において、「平均的な損害」に含まれる必要経費には当たらないといふべきである。

(3) 逸失利益に関する被告の主張について

被告は、予備的主張として、前記(2)で被告が主張する各種費用のうち、積極的損害に当たらないと判断されるものについては、逸失利益として、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」に含まれると主張する。しかし、本件互助会契約が役務提供の請求がされる前に解除される場合、逸失利益が同号の「平均的な損害」に含まれないのは前記(1)オのとおりであり、上記の被告の主張を採用することはできない。

(4) 小括

以上のように、本件において、会員が被告に対して冠婚葬祭の役務の提供を請求する前に本件互助会契約を解除する場合、被告に生じる「平均的な損害」の額は、425円（会員募集に要する費用の合計額）に当該会員の入会期間1年につき408円（会員管理に要する費用の合計額）を加えた額となる。したがって、本件解約金条項は、上記の金額を超える解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となる。

3 争点(3)（本件解約金条項の消費者契約法10条該当性）について

消費者契約法10条は、同法8条、9条に規定するもの以外で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する消費者契約の条項を無効とする旨の規定であるところ、原告は、同法9条1号の充足性を根拠づける事実以外に、本件解約金条項が任意規定に反し、かつ、その違反の程度が信義則に反する程度に達していることを根拠づける具体的事実を主張しない。

よって、同法10条該当性に関する原告の主張は失当である。

4 まとめ

(1) 前記2のとおり、会員が被告に対して冠婚葬祭の役務の提供を請求する前に本件互助会契約を解除する場合における被告に生ずる消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額は、425円に当該会員の入会期間1年につき408円を加えた額であり、特定商取引法10条1項4号が適用される訪問販

売に当たるものを除けば、本件互助会契約における本件解約金条項は、前記の金額を超える解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となるから（消費者契約法9条1号、11条2項）、原告は、これについて、同法12条3項本文に基づく差止請求権を行使することができる。

- (2) 他方、原告が、訪問販売に当たるものについて、消費者契約法12条3項本文に基づく差止請求権を行使するためには、本件解約金条項が、特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額を超えた違約金を定めたものでなければならぬところ（前記1(3)）、前記2(2)カのとおり、本件においては、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」の額と、特定商取引法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額とは、結果的に一致することとなるから、結論として、訪問販売に当たるものについても、本件解約金条項は、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える金額の解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となるから、原告は、これについても、消費者契約法12条3項本文に基づく差止請求権を行使することができる。

第4 結論

以上のとおりであって、原告の請求は、①消費者が被告に対し冠婚葬祭の施行を請求する前の解除の場合に、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える解約手数料を差し引いて当該消費者に対し返金する旨を内容とする限度での意思表示をすることの差止め、②①の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙の破棄、並びに③従業員らに対する①の内容の意思表示を行うための事務をしないこと及び②の契約書用紙を破棄すべきことの指示を求める限度において理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行

宣言については、相当でないから、これを付さないこととする。

福岡地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 山 口 浩 司

裁判官 小 川 嘉 基

裁判官 藤 村 享 司